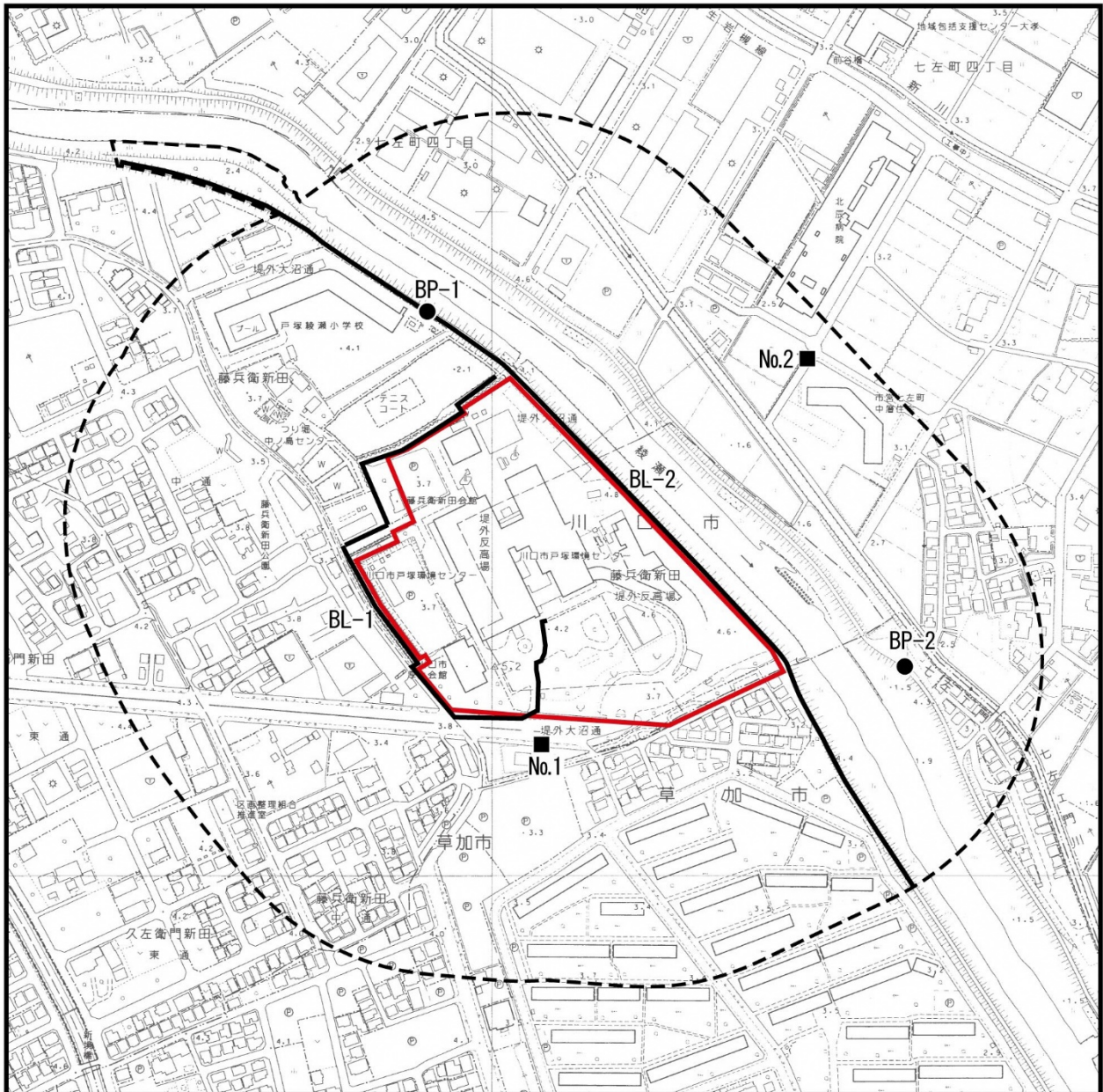


図 10.2-1(6) 事後調査地点図 (土壌)



- : 対象事業実施区域
- : 動物、生態系調査範囲
(建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、施設の存在)
- : 鳥類ポイントセンサス調査地点
(建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、施設の存在 : BP-1, BP-2)
- : 鳥類ラインセンサスルート
(建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、施設の存在 : BL-1, BL-2)
- : 緑視率調査地点
(施設の存在 : No.1, No.2)

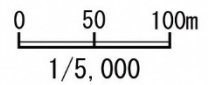


図 10.2-1(7) 事後調査地点図 (動物、植物、生態系)

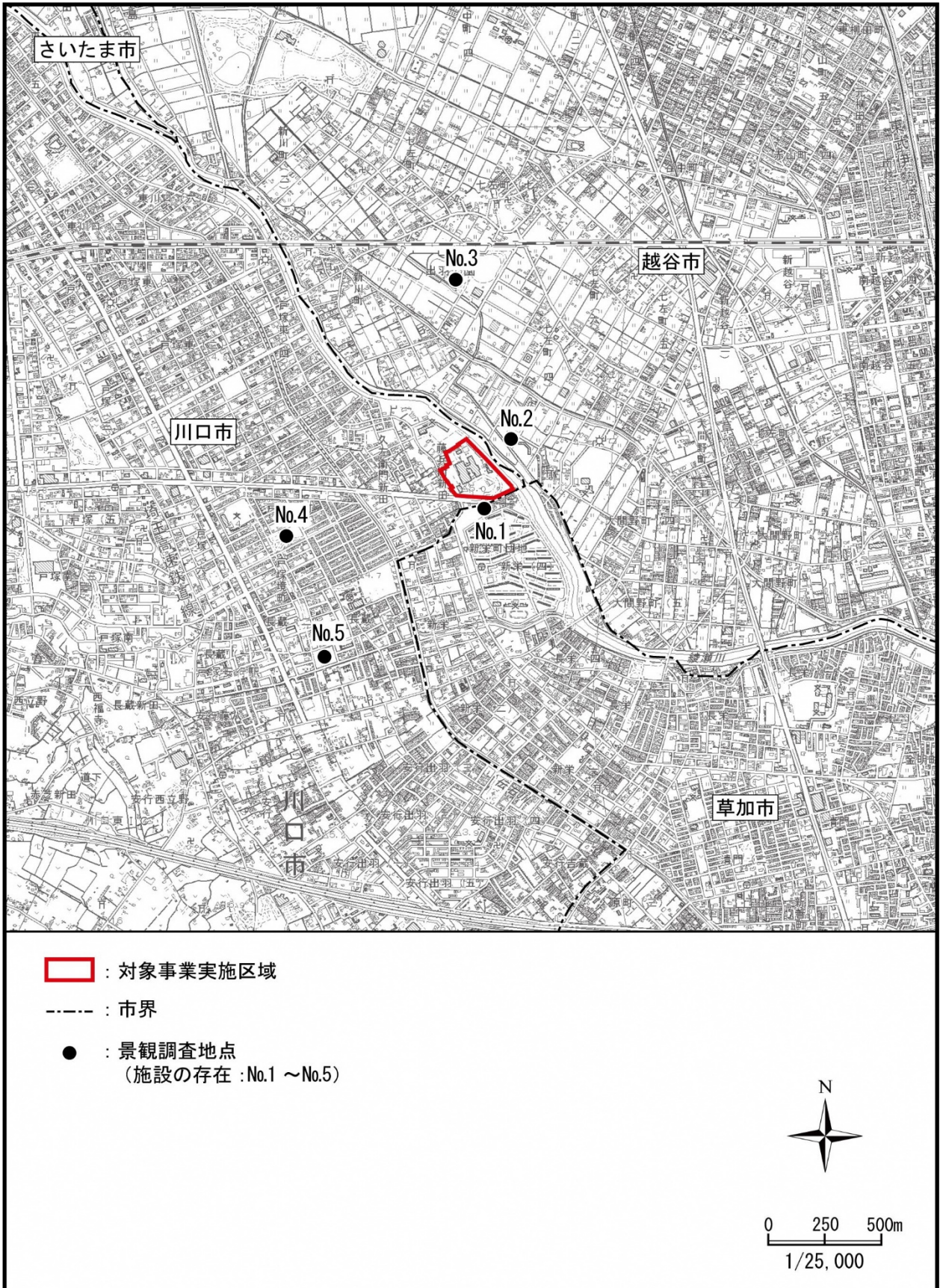


図 10.2-1(8) 事後調査地点図 (景観)

10.3 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 10.3-1 に示す。

表 10.3-1 事後調査の工程

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
解体工事	解体工事（東棟その他）		←			→							
	解体工事（厚生会館）								←→				
新設工事	新設工事（管理棟・収集業務事務所）	←→											
	新設工事（新粗大ごみ処理施設）				←								
	新設工事（新焼却処理施設）									←			
	新設工事（その他施設）	←→	←→			←→	←→						
	新設工事（外構工事）				←→		←→	←→					
	新設工事（環境啓発棟）						←→	←→					
	新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））						←→	←→					
新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				←→									
新粗大ごみ処理施設の稼働													→
新焼却処理施設の稼働													→
事後調査	(1) 大気質 【工事中】	←											
	【存在・供用時】												
	(2) 騒音・低周波音 【工事中】	←											
	【存在・供用時】												
	(3) 振動 【工事中】	←											
	【存在・供用時】												
	(4) 悪臭 【存在・供用時】												
	(5) 水質 【工事中】	←											
	(6) 地下水 【工事中】	←											
	(7) 土壌 【工事中】	←											
	【存在・供用時】												
	(8) 動物 【工事中】	←											
	【存在・供用時】												
(9) 植物 【存在・供用時】													
(10) 生態系 【工事中】	←												
【存在・供用時】													
(11) 景観 【存在・供用時】													
(12) 廃棄物等 【工事中】	←												
【存在・供用時】													
(13) 温室効果ガス等 【工事中】	←												
【存在・供用時】													

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

10.4 事後調査項の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である川口市が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

10.5 事後調査の実施体制

10.5.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中については、工事期間終了後、新焼却処理施設の稼働時の段階で、存在・供用時については、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時と新施設の単独稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 12.4-1 に示す予定とする。

表 12.4-1 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間（～令和 11 年度前半）の終了後、速やかに提出するものとし、令和 11 年度末を目安とする。
存在・供用時	[新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時] 同時稼働時期間（令和 11 年度～令和 13 年度）の終了後、令和 14 年度の早い段階とする。 [新施設の単独稼働時] 新施設の単独稼働時の調査終了後（令和 15 年度）令和 16 年度の早い段階とする。

10.5.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である川口市が実施する。

本書に掲載した 1/25,000、1/30,000、1/40,000 の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものである。

本書は、再生紙を使用しています。